

令和5年5月2日

保護者の皆さまへ

茅ヶ崎市教育委員会

令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症対策等について

日頃より、本市の教育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、学校現場においては、文部科学省策定の「衛生管理マニュアル」や本市策定の「ガイドライン」等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を行ってまいりました。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが変更され、政府の基本的対処方針等が廃止されることから、茅ヶ崎市立小・中学校における対応についても次のとおりといたします。

1. 「ガイドライン」及び「地域の感染レベル」の考え方について

本市の感染症対策を示した「ガイドライン」については、令和5年5月8日から「**適用しない**」こととし、基本的な感染症対策を講じた上で、コロナ禍以前の学校生活に戻すよう対応いたします。

また、感染症対策の指標としておりました「地域の感染レベル」についても「適用しない」こととし、季節性インフルエンザと同様の対応とします。

なお、感染症法における新型コロナウイルス感染症の取扱いは変更となりますが、ウイルス自体が完全になくなった訳ではなく、今後、感染が大きく拡大したり、新たな流行株が発生したりするなど状況が変わった場合には、一時的に今まで行ってきた感染症対策をお願いする可能性があることをご承知おきください。

2. 一般的な感染症対策等について

マスクの着用をはじめとする個人で行う感染症対策については、児童・生徒、教職員個人の判断に委ねることとしますが、マスク着用の有無によるいじめ等が起きないように、学校において指導してまいります。引き続きご家庭においてもお声掛けをお願いします。

3. 罹患者の取扱いについて

学校保健安全法施行規則が改定され、新型コロナウイルス感染症に感染した児童・生徒等に対する**出席停止期間は、「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基本**とすることになりました。なお、発症から10日を経過するまでは、マ

スクの着用が推奨されていますので、受診した医療機関の指示に従って、治療を行ってください。

また、「濃厚接触者」の特定が行われないことから、同居家族が罹患した児童・生徒等においても、児童・生徒本人の感染が確認されていない場合は登校しても問題ありませんが、体調不良を感じた場合には、無理をして登校せずかかりつけ医に相談してください。

感染が不安等の理由で学校を休ませる他に手段が無い場合や、医療的ケアを必要とするリスクが高い児童・生徒等で登校すべきでないと判断された場合については、学校長判断で出席停止扱いとして欠席とはしないことも可能ですので、学校にご相談ください。

事務担当

教育総務部学務課 保健給食担当 81-7222 (直通)

教育総務部学校教育指導課 指導担当 81-7224 (直通)